

清津川ダム計画は中止

佐藤 守正

一、それは意外な結論だった……………

「現在進められている清津川ダムの実施計画調査は中止することが適当である」、これが国土交通省の設置したダム専門委員会が一年がかり（一二回の会議）の検討の結果、全会一致で出した結論でした。

三年前の与党三党による公共事業の見直しの中で、一旦は中止を勧告されながらうじて生き残った清津川ダムでしたが、事業評価監視委員会から、専門家による詳細な検討を行ったうえで実施するかどうかの結論を出すことという条件を付けられ、専門委員会が組織されたのでした。

河川工学や経済学の大学教授など八名で組織された専門委員会でしたが、その人選は国土交通省・北陸整

備局が行い、その座長も国交省が任命した人でした。ダムを造りたい国交省が組織した委員会ですから、我々誰もが中止という結論が出されるとは思っていませんでした。国交省でさえ、事業継続というお墨付きを出させるための委員会だと思っていたに違いありません。

第一回めの専門委員会は市民の傍聴は認められませんでした。「流域の市民の意見を充分聞いて河川整備計画を立てること」を定めた新河川法の理念から言ってもそれはおかしいと、傍聴を希望する市民団体の抗議の座り込みなどがあった、二回目からは傍聴が認められ、百席弱の傍聴席はいつも満席状態でした。

しかし、私語することも拍手することも禁止され、声を出したら退席させると脅されて、傍聴者は何の意

思表示もできない会議でした。でも、傍聴者がいるということでも専門家の発言は慎重になり、世論に敏感にならざるを得なくなり、ついに国交省が期待するような結論は出せなくなったのでした。

この間、一般市民などの意見も聞こうということで一〇名ほどの意見表明者が募集されました。賛成・反対それぞれ半数ずつの意見表明でしたが、反対者が一般市民だったのに対し（筆者も意見表明の機会を得ました）、賛成者は全員が利水を希望している市町村の職員だったというのも、なにやら象徴的でした。この意見表明者は、専門委員会のホームページにメールで意見を上げた人のうち、もっと詳しくその意見を表明してもらいたい人を専門委員が推薦するというかたちで人選したのですが、この選出方法が決まった直後、自治体関係者のメール投稿が多く寄せられたというのも、一定の工作があったことを示しています。

国が財政難にあえぎ、建設費の三割の負担を求められる新潟県も来年から赤字公債を発行せねば予算が組めないという状況の中で、二千五百億円（ダム事業は完成時にはこの当初予算の二倍以上になるのが常識）という巨費を、利水上でも治水上でも本場に必要なのかという疑問がふくらむこのダム計画につき込むこと

は許されないという世論が、このような結論を出させたのです。

専門委員会の討議の中で、水は絶対量が足りないのではなく、水利権という融通のきかない仕組みが水を要求している自治体に水を分け与える余地をなくしているだけだという事実が明らかになりました。また治水の上からも、清津川ダムより先に求められているのは大河津分水路の改修であり、緊急に求められている信濃川両岸の堤防のかさ上げや川床の掘削であることもあぶり出されてきました。無駄なダム建設は許されないという世論の圧力の中で、このような道理を押しのけてまでダム建設を強行できなくなったとも言えるのです。

二、後戻りはあり得ない…………

一部には答申の中に、「清津川ダムは信濃川の洪水を調節する施設の一つとして……重要な役割を担う」という一文があるのをとらえて、「これで清津川ダムは中止という結論が出たわけではない」という見方もあるようです。しかし答申が「大河津分水路改修、河道改修などその他必要な河川整備を考えると、それらの組み合わせや整備の優先順位については明確になっ

ているとは言い難く、河川整備計画の策定が急務である」と述べているように、これから立てる河川整備計画の中に清津川ダム計画が入ることまでは否定しないと言っているに過ぎず、その際、一旦は否定されたこのダムが生き返るとはまずあり得ないことなのです。

その上、「専門家」が出した中止の結論を国交省がひっくり返すにはよほどの論拠が必要でし、それは世論が許さないでしょう。「専門委員会」は「実施計画調査を中止するか継続するか」の審議を求められただけだったので、「調査は中止が適当だ」という答申を出したのであり、これを受けて国交省が「ダム計画は中止、白紙撤回」を表明するのは時間の問題でしょう。

南魚沼郡選出で清津川ダムに政治生命を懸けているとまで言っている斉藤隆景県議会議員は、専門委員会の中止勧告が出た直後の七月九日、南魚沼郡の全町会議員を集めた集会で次のような挨拶をしていました。

「急傾斜地の多い日本ではダムは絶対必要。なぜ南魚だけダム二つも潰されるのか（大和の県営三用川ダムも中止）。清津川ダムは計画の見直しをするというだけで、中止ではない。あきらめずに桜井新先生とともに頑張る……」これは彼のバックにいる土建業者を

意識した発言だったのでしょうが、会場には苦笑が満ち、彼の悪あがきが浮き彫りになっただけでした。

三、三俣地域の振興策こそ急務

問題は、ダム湖に沈むということで三十六年にわたって地域整備が後回しにされてきた三俣地区の地域振興です。一一〇戸三五〇人が住む三俣地域は、かぐら三俣高原スキー場のふもとにあつて、八割以上が民宿業を営んでいる地域です。上越新幹線越後湯沢駅から、関越自動車道湯沢インターからも十五分足らずというアクセスのよさと、五月中旬まで滑れるというスキーズンの長さなどを武器にすれば、スキー観光を生業にして栄えることが十分可能な地域です。しかし、いずれはダム湖に沈んでしまうという不安から、長い間地域の人々は本気で地域振興に取り組めずに来ました。ダム中止という結論が出た今、町はこの三俣の地域振興を援助するために、最大限の努力をせねばなりません。

専門委員会の答申から三日後の七月八日、日本共産党新潟県委員会と湯沢町委員会は、湯沢町長と三俣地区の区長・ダム対策協議会三役を訪問し、以下の「申し入れ書」と「要望書」を渡してきました。

町長への「申し入れ書」

七月五日、湯沢町にとって大きな課題であった清津川ダムについての結論が、専門委員会の答申によって出されました。その内容は、多くの報道機関が報ずるように、「巨大ダム建設の中止が決定的となった」（七月六日付・新潟日報）というものであります。

湯沢町は長期間にわたりダム建設計画に翻弄されてきました。特に水没予定地・三俣地区の人々は将来設計が立てられず、見通しのない生活を強いられてきました。また地元ダム対策協議会は移転地での生活再建の地元作成に多大な労力を割いてこられました。それも報われずに終わりそうです。三俣の人々のいつかは湖底に沈んでしまうという閉塞感は、想像に絶するものがあつたとご推察申し上げます。

三俣地区の人々は、起業者であつた国や、このダムは必要だとして事業を推進してきた県に対し、この間の精神的・経済的損失についての補償を要求する権利があると私たちは考えます。ダム建設計画は三俣地区住民の民意とは関係なく、一方的

に国・県が推し進めてきたものだったからです。そこで私たちは湯沢町長である貴殿に対し以下の要請をするともに、私たちも及ばずながら力を尽くす決意を表明するものです。

記

- 一、三俣地区住民への個人補償も含め、地域振興と住環境の整備のための方針を早急に立て、必要な予算措置をとるよう国・県に要請されたい。
- 二、三俣地区住民の地域振興・住環境整備などについての要望をまとめるために、住民の要望を聞き取るなどの措置を講じていただきたい。
- 三、ダム受け入れ派と反対派の間に、無用な摩擦あつれきを残さないような適切な援助を行っていただきたい。

三俣区長・ダム対策協議会三役への「要望書」

七月五日、清津川ダム専門委員会の答申が出されました。四〇年近くにわたってダム問題に翻弄されてきた三俣地区の皆さんのお気持ちはいかばかりかとお察し申し上げます。

私たちは、いま三俣地区の皆さんの願いにどう

応えるのか、これが行政や公人がとるべき第一義的な任務であると考えます。このような立場から、別紙のような申し入れを湯沢町・村山町長に対して行いましたので、お知らせいたします。

私たち日本共産党は、三俣地区の皆さんには、個人補償と地区の地域振興・住環境の整備のために国・県に特別な措置をとることを要求する権利があると考えます。それらの補償は「法的な根拠がないので行うことができない」などと、無責任な態度で逃げることは許されないものであります。

三俣地区のみなさんは、国・県にどのような内容の要求をするかについて、早急に住民の意向をまとめる作業に入っていただきたいと要望するものです。また町当局にたいしても、その作業に対する適切な援助をするよう申し入れていただきたいと思います。

私たちはみなさんの要望が実現するよう、全力で支援をすることをお約束いたします。

しかし三十六年間というのはこの地域にとってあまりにも長い空白でした。先に展望をもてない多くの民宿経営者は、後継者である子弟にその仕事を継がせる

ことをしてこなかったのです。下水道の早急な整備をとか、温泉を各戸に引いて旅館業の下支えをなどという要求が聞こえ始めてはいますが、たとえそれが実現したにしろ、後継者が希望をもって帰ってこれるような経営条件を作り上げるのは彼ら自身の仕事です。ダムの補償に期待をかけてこの地域から抜け出すことを指向していた人々をも含めて、地区立て直しのための住民の新たなたたかいがこれから始まります。

追記

七月二十九日、国土交通省北陸整備局は清津川ダムの建設を中止したいとの方針を事業評価監視委員会に説明し、それは「妥当である」との審議結果を得ました。これで国交省としての最終的な中止決定が出されたこととなります。

今後は国の事業であれ県単独の事業であれ、新たなダム建設は難しくなり、脱ダムの流れはいっそう加速されるでしょう。

(さとう もりまさ・湯沢町議会議員)